

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに別表第2及び別表第3の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年12月28日規則第46号）

改正後	改正前
第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）によらない予防接種（おたふくかぜ及び <u>風しん</u> に係るものに限る。）の費用に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。	第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）によらない予防接種（おたふくかぜ及び <u>B型肝炎</u> に係るものに限る。）の費用に係る助成金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。